

令和3年度 第1回

稲沢市国民健康保険運営協議会資料

市民福祉部国保年金課

資料目次

1	新型コロナウイルス感染症に対する対応策の期間延長について	1 頁
2	個人所得課税の見直しに伴う減免規定の改正について	2 頁
3	国民健康保険の事業状況について	
	(1) 令和2年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算状況	3 頁
	(2) 令和2年度国民健康保険税の収納状況	4 頁
	(3) 令和2年度医療費等の動向	5 頁

1 新型コロナウイルス感染症に対する対応策の期間延長について

(1) 傷病手当金の支給について

① 制度の概要

ア 対象者

- ・給与の支払いを受けている方（被用者）
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した方又は発熱等の症状があり感染が疑われる方
- ・上記理由により給与の全部又は一部を受けることができなかった方

イ 支給対象日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数

ウ 支給額

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

エ 適用期間

・期間延長前

令和2年1月1日から令和3年3月31日の間で、療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで）

・期間延長後

稲沢市国民健康保険規則の改正（令和3年3月23日施行）により

期限を令和3年3月31日から令和3年6月30日に延長

稲沢市国民健康保険規則の改正（令和3年6月16日施行）により

期限を令和3年6月30日から令和3年9月30日に再延長

② 支給実績

1人 34,135円（5日間分）

(2) 国民健康保険税の減免について

① 制度の概要

ア 対象者及び減免額

- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（以下「世帯主等」）が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 ⇒ 保険税額の全部免除
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主等の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」）のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上 等
⇒ 世帯主等の前年所得等に応じて 10分の2～10分の10

イ 対象保険税

・期間延長前

平成31年度及び令和2年度の保険税のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間の納期限のもの

・期間延長後

稲沢市国民健康保険税条例施行規則の改正（令和3年3月29日施行）により

令和3年度の保険税のうち令和4年3月31日までの納期限のものを追加適用

② 減免実績

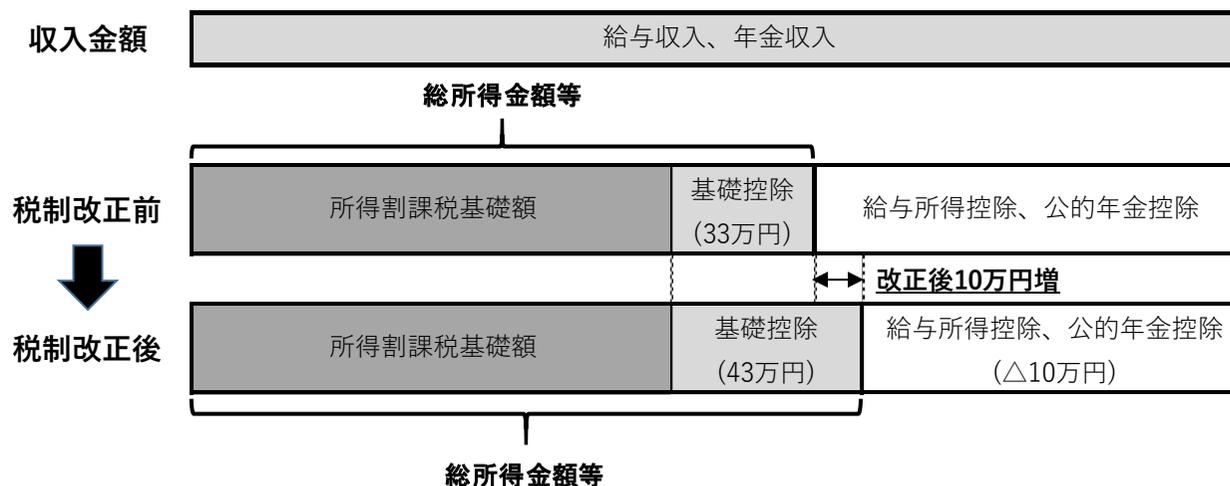
<令和2年度分>	75人	14,289,500円	延べ 137人
<平成31年度分>	62人	1,189,700円	計 15,479,200円

2 個人所得課税の見直しに伴う減免規定の改正について

(1) 平成 30 年度税制改正による国保被保険者の総所得金額等への影響

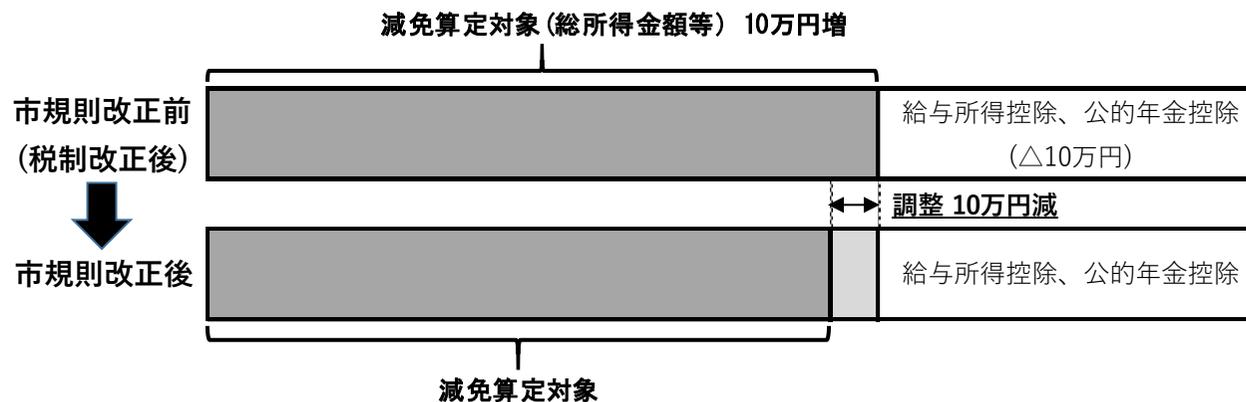
○給与所得控除・公的年金控除（給与所得控除等）が 10 万円引き下げられるとともに、基礎控除が 10 万円引き上げられる。

給与・年金所得世帯の総所得金額等への影響（フリーランス（農業・自営業等）には影響なし）



(2) 稲沢市国民健康保険税に係る減免規定への影響の回避

○給与・年金所得を有する方は、減免算定の基礎となる総所得金額等から 10 万円引き下げる。



3 国民健康保険の事業状況について

(1) 令和2年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算状況

【歳入】

	令和元年度 決算額 ①	令和2年度 決算見込額 ②	対前年度比 ②÷①
国民健康保険税	2,773,704,958円	2,715,422,457円	97.9%
国庫支出金	13,530,000円	12,365,000円	91.4%
県支出金	8,625,661,782円	8,206,670,708円	95.1%
繰入金	956,639,287円	929,266,817円	97.1%
繰越金	291,374,785円	261,414,924円	89.7%
その他	50,682,124円	43,933,438円	86.7%
合 計	12,711,592,936円	12,169,073,344円	95.7%

<繰入金の内訳>

	令和元年度 決算額	令和2年度 決算見込額	対前年度比
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	342,790,080円	335,777,355円	98.0%
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	212,024,456円	206,749,018円	97.5%
職員給与と費等繰入金	129,864,000円	144,420,000円	111.2%
出産育児一時金繰入金	30,800,000円	25,200,000円	81.8%
財政安定化支援事業繰入金	38,860,000円	41,390,000円	106.5%
福祉医療制度波及繰入金	53,323,151円	46,999,927円	88.1%
国民健康保険税減免措置繰入金	10,036,600円	9,005,000円	89.7%
保健事業費繰入金	38,941,000円	39,725,517円	102.0%
国民健康保険事業基金繰入金	100,000,000円	80,000,000円	80.0%

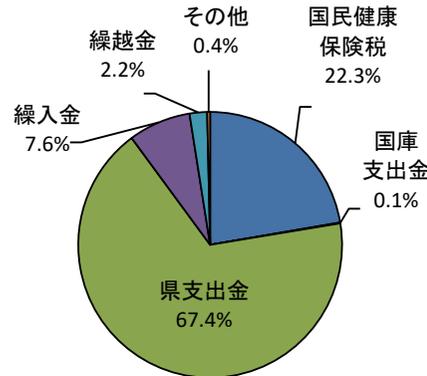
<国民健康保険事業基金の状況>

令和3年3月31日現在	572,869,783円
-------------	--------------

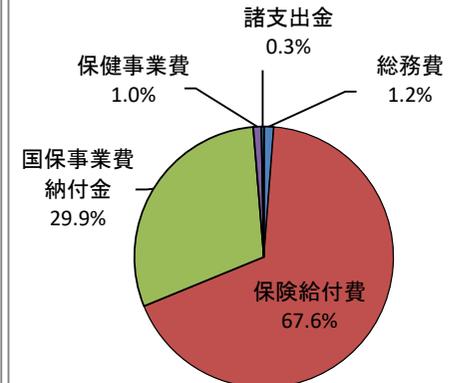
【歳出】

	令和元年度 決算額 ①	令和2年度 決算見込額 ②	対前年度比 ②÷①
総務費	137,439,352円	146,037,550円	106.3%
保険給付費	8,486,731,159円	8,047,310,354円	94.8%
国保事業費納付金	3,654,800,823円	3,550,349,714円	97.1%
保健事業費	129,972,360円	120,771,515円	92.9%
諸支出金	41,234,318円	36,025,435円	87.4%
合 計	12,450,178,012円	11,900,494,568円	95.6%
歳入歳出差引額	261,414,924円	268,578,776円	102.7%
単年度収支額	△29,959,861円	7,163,852円	

令和2年度 歳入内訳



令和2年度 歳出内訳

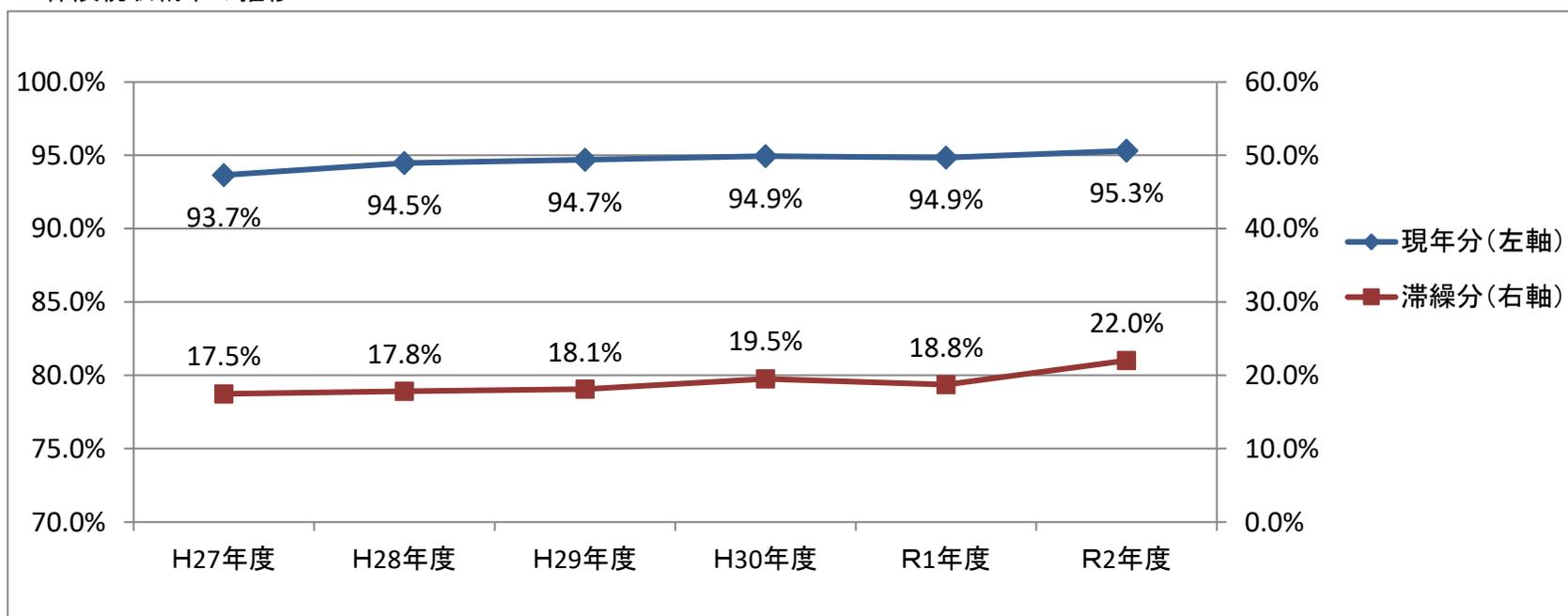


(2) 令和2年度国民健康保険税の収納状況

区 分	令和元年度					令和2年度					
	調定額		収納額		収納率 ①	調定額		収納額		収納率 ②	収納率 前年比 ②-① (ポイント)
	(円)	前年比	(円)	前年比		(円)	前年比	(円)	前年比		
国民健康保険税	3,481,547,246	95.0%	2,769,788,333	95.8%	79.6%	3,340,002,769	95.9%	2,710,645,959	97.9%	81.2%	1.6
現年課税分	2,781,723,000	96.4%	2,638,524,925	96.3%	94.9%	2,694,851,800	96.9%	2,568,534,815	97.3%	95.3%	0.4
滞納繰越分	699,824,246	90.0%	131,263,408	86.4%	18.8%	645,150,969	92.2%	142,111,144	108.3%	22.0%	3.2

※収納額は、還付未済額を除く

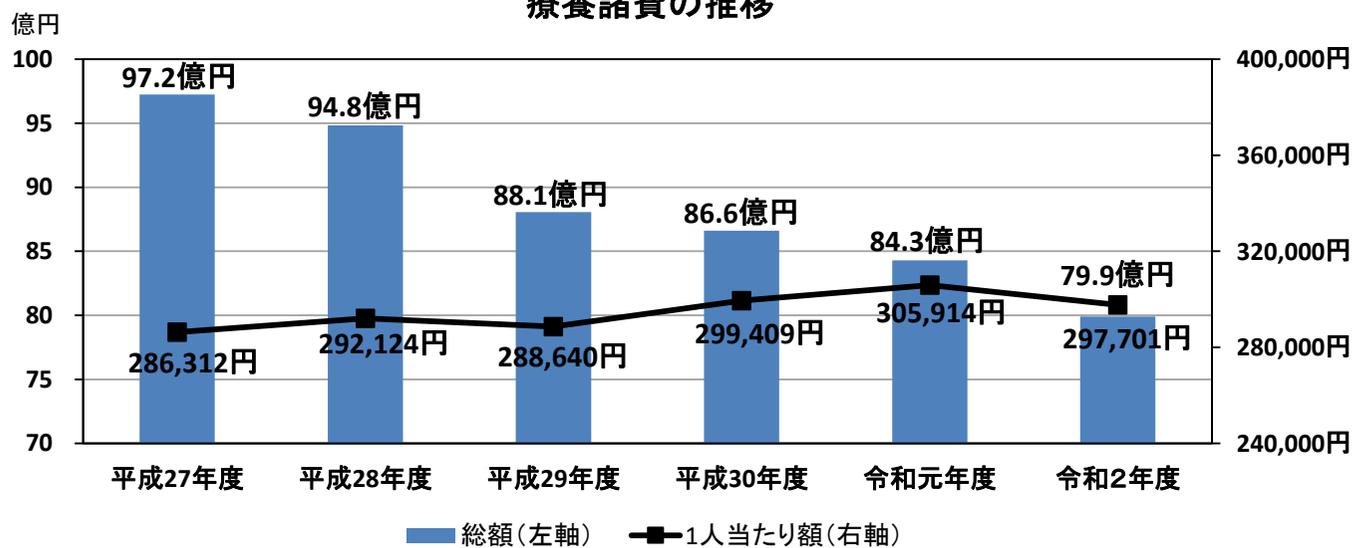
保険税収納率の推移



(3) 令和2年度医療費等の動向

	令和元年度	令和2年度		令和3年度	
	(決算)	(決算)	伸び率	(当初予算)	伸び率
療養給付費	7,352,434,316円	6,950,475,122円	94.5%	7,254,832千円	104.4%
療養費	97,261,651円	82,678,651円	85.0%	84,749千円	102.5%
高額療養費	980,038,760円	955,579,280円	97.5%	1,004,699千円	105.1%
高額介護合算療養費	637,676円	655,449円	102.8%	751千円	114.6%
療養諸費 計	8,430,372,403円	7,989,388,502円	94.8%	8,345,031千円	104.5%
出産育児一時金	24,369,844円	27,656,000円	113.5%	33,600千円	121.5%
葬祭費	8,100,000円	8,400,000円	103.7%	8,500千円	101.2%
傷病手当金	—	34,135円	皆増	1千円	2.9%
合 計	8,462,842,247円	8,025,478,637円	94.8%	8,387,132千円	104.5%
年平均世帯数	16,885世帯	16,716世帯	99.0%	16,640世帯	99.5%
年平均被保険者数	27,558人	26,837人	97.4%	26,140人	97.4%

療養諸費の推移



－参考資料 1－

■被保険者数の推移（各年度末時点）

年度	被保険者数			（再掲）70歳以上				
	一般	退職	総数	一般			現役並み 3割負担	70歳以上 計
				1割負担	2割負担	計		
平成28年度	30,802人	558人	31,360人	2,640人	3,378人	6,018人	548人	6,566人
平成29年度	29,338人	221人	29,559人	1,352人	4,975人	6,327人	533人	6,860人
平成30年度	27,951人	36人	27,987人	10人	6,510人	6,520人	618人	7,138人
令和元年度	26,952人	0人	26,952人	0人	6,781人	6,781人	664人	7,445人
令和2年度	26,532人	0人	26,532人	0人	7,231人	7,231人	661人	7,892人

■年度別国民健康保険税率・税額一覧

区分	医療給付費分				後期高齢者支援金分				介護納付金分				合 計			
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)												
平成29年度	5.90	26,000	21,200	540,000	1.80	7,500	6,400	190,000	1.50	8,500	4,800	160,000	9.20	42,000	32,400	890,000
平成30年度	6.20	24,600	18,000	580,000	2.20	8,400	6,600	190,000	1.90	9,600	4,800	160,000	10.30	42,600	29,400	930,000
令和元年度	6.20	24,600	18,000	610,000	2.20	8,400	6,600	190,000	1.90	9,600	4,800	160,000	10.30	42,600	29,400	960,000
令和2年度	6.20	24,600	18,000	630,000	2.20	8,400	6,600	190,000	1.90	9,600	4,800	170,000	10.30	42,600	29,400	990,000
令和3年度	6.20	24,600	18,000	630,000	2.20	8,400	6,600	190,000	1.90	9,600	4,800	170,000	10.30	42,600	29,400	990,000

■一部負担金の割合

義務教育就学前	2割	
義務教育就学から70歳未満	3割	
70歳から74歳まで	一般	2割 ※現役並み所得者を除く
	現役並み所得者	3割 70歳から74歳までの国民健康保険被保険者（以下「判定対象者」という。）のうち、市民税の課税所得が145万円以上の方が1人以上いる世帯 ただし、以下の条件のいずれかを満たす場合は2割 (1) 次の①又は②の条件に該当し、かつ申請書を提出したとき ①判定対象者の収入額の合計が次の場合 ○判定対象者が1人の場合：383万円未満 ○判定対象者が2人の場合：520万円未満 ②国保から後期高齢者医療制度へ移行した方（以下「旧国保被保険者」という。）がいる世帯の場合 ○収入が383万円以上で、世帯にいる旧国保被保険者を含めた収入が520万円未満 (2) 判定対象者の基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の場合

— 参考資料 2 —

■ 国民健康保険税収納率の推移

(還付未済額は除く)

区分	現年課税分			滞納繰越分			合 計		
	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率
平成27年度	3,218,459,800	3,014,256,333	93.7%	1,056,408,332	184,704,993	17.5%	4,274,868,132	3,198,961,326	74.8%
平成28年度	3,104,841,500	2,933,419,316	94.5%	956,000,293	170,500,169	17.8%	4,060,841,793	3,103,919,485	76.4%
平成29年度	2,917,423,600	2,762,561,920	94.7%	847,391,236	153,578,149	18.1%	3,764,814,836	2,916,140,069	77.5%
平成30年度	2,885,234,300	2,739,322,749	94.9%	777,783,122	151,993,627	19.5%	3,663,017,422	2,891,316,376	78.9%
令和元年度	2,781,723,000	2,638,524,925	94.9%	699,824,246	131,263,408	18.8%	3,481,547,246	2,769,788,333	79.6%
令和2年度	2,694,851,800	2,568,534,815	95.3%	645,150,969	142,111,144	22.0%	3,340,002,769	2,710,645,959	81.2%

■ 年度別滞納額 (各年度末現在)

	前年度以前分(円)	現年度分(円)	滞納額計(円)	滞納世帯数
平成27年度	758,720,526	204,203,467	962,923,993	3,580世帯
平成28年度	681,728,352	171,422,184	853,150,536	3,392世帯
平成29年度	627,991,254	154,861,680	782,852,934	3,223世帯
平成30年度	558,569,895	145,911,551	704,481,446	2,927世帯
令和元年度	507,854,194	143,198,075	651,052,269	2,825世帯
令和2年度	448,064,380	126,316,985	574,381,365	2,623世帯

■ 年度別不納欠損額

	調定額(円)	不納欠損額(円)	欠損率
平成27年度	1,056,408,332	112,982,813	10.7%
平成28年度	956,000,293	103,771,772	10.9%
平成29年度	847,391,236	65,821,833	7.8%
平成30年度	777,783,122	67,219,600	8.6%
令和元年度	699,824,246	60,706,644	8.7%
令和2年度	645,150,969	54,975,445	8.5%

■ 滞納処分等執行明細

区分		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度			
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)		
差押	不動産	差押	20件	9,202,118	18件	8,204,953	17件	7,562,358	17件	4,945,481	9件	8,501,126	
		参加	29件	15,285,291	24件	9,118,450	23件	11,477,677	19件	7,807,500	10件	4,205,200	
		小 計	49件	24,487,409	42件	17,323,403	40件	19,040,035	36件	12,752,981	19件	12,706,326	
	債権	所得税還付	差押	40件	24,462,448	28件	6,229,704	22件	2,869,980	18件	4,112,128	17件	6,964,503
		預金	差押	102件	44,145,511	158件	55,694,401	140件	61,418,139	113件	47,413,121	164件	83,138,156
		生命保険等	差押	24件	7,906,585	19件	7,378,491	48件	19,650,177	30件	13,456,695	21件	9,576,210
		給与	差押	3件	1,506,500	5件	1,385,598	9件	2,008,697	23件	6,715,689	17件	5,172,317
		不動産貸借料	差押	0件	0	1件	1,027,864	1件	37,100	1件	645,300	0件	0
		売掛金等	差押	0件	0	2件	169,800	4件	205,500	8件	3,769,365	5件	1,216,300
	小 計		169件	78,021,044	213件	71,885,858	224件	86,189,593	193件	76,112,298	224件	106,067,486	
	合 計		218件	102,508,453	255件	89,209,261	264件	105,229,628	229件	88,865,279	243件	118,773,812	
	公 売		7件	4,121,942	8件	6,145,202	10件	8,194,150	6件	3,578,200	4件	1,986,500	
	交 付 要 求		26件	6,211,213	21件	2,688,100	43件	5,777,300	16件	5,956,637	9件	1,202,500	
計		251件	112,841,608	284件	98,042,563	317件	119,201,078	251件	98,400,116	256件	121,962,812		

—参考資料 3—

■後期高齢者医療制度の運営状況

1. 被保険者数の推移（年度末現在）

年度	被保険者数	増加人数	対前年比
平成29年度	17,854人	710人	104.1%
平成30年度	18,703人	849人	104.8%
令和元年度	19,313人	610人	103.3%
令和2年度	19,485人	172人	100.9%
令和3年度見込	20,146人	661人	103.4%
令和4年度見込	21,271人	1,125人	105.6%
令和5年度見込	22,388人	1,117人	105.3%

2. 現行の負担割合の判定基準

負担区分	住民税課税区分	判定基準	自己負担割合
現役並み所得Ⅲ	課税	同一世帯に住民税の課税所得が690万円以上ある被保険者がいる世帯の方。	3割
現役並み所得Ⅱ		同一世帯に住民税の課税所得が380万円以上ある被保険者がいる世帯の方。	
現役並み所得Ⅰ		同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上ある被保険者がいる世帯の方。	
一般	課税	以下の「現役並み所得Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ」、「区分Ⅱ」、「区分Ⅰ」に該当しない方。	1割
区分Ⅱ	非課税	住民税非課税世帯で、区分Ⅰに該当しない方。	
区分Ⅰ	非課税	世帯全員の各種所得（公的年金は控除額を80万円で計算）が0円の方。 または、世帯全員が住民税非課税で、被保険者本人が老齢福祉年金を受給している方。	

3. 自己負担割合が2割になる対象者

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年6月11日公布）

所得・収入の基準	後期高齢者に占める割合	自己負担割合
課税所得が28万円以上かつ 単身世帯は収入200万円以上（複数世帯は収入合計320万円以上）	愛知県後期高齢者医療広域連合の試算によると約23%の方が2割負担の対象となる。	2割

※施行日は、令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間で政令で定める。

※対象者数 全国で約370万人